

# 武蔵野ふるさと歴史館だより

## 第6号

### 新登録の文化財

## 旧東京市麻布区役所庁舎 (日本獣医生命科学大学一号棟)

JR中央線の武蔵境駅の近く、電車の車窓からも見える古い建物が日本獣医生命科学大学一号棟です。この建物は令和2年(2020)4月3日に国の登録有形文化財(建造物)に登録されました。

日本獣医生命科学大学一号棟は、木造2階建て、L字形の中廊下を持つ建物です。明治42年(1909)に東京市麻布区役所庁舎として建てられました。日本獣医学校(現在の日本獣医生命科学大学)の移転にあわせて、昭和12年(1937)に校舎とするために現在地に移築されました。移築の際には玄関上部のバルコニーが半円形から方形に変えられ、塔屋が建てられるなどの改修が施されました。平成24年(2012)にも改修が施されましたが、現在も腰折れ屋根や玄関2階正面上部の造作などの



外観、各室の間仕切りや階段、二階の床板などの内部造作に旧東京市麻布区役所時代の雰囲気を留め、都内に現存する唯一の明治期の役所建築として貴重です。明治42年の創建時と昭和12年移築時の棟札も現存しています。明治42年の棟札には東京市長尾崎行雄の名も記されています。日本獣医生命科学大学一号棟は80年以上も長きにわたり、境の移り変わりを見てきました。国の登録有形文化財に登録されたことで、これからも歴史的文化的価値ある建造物として境の町の魅力を高めてくれることでしょう。

旧東京市麻布区役所庁舎(日本獣医生命科学大学一号棟)には日本獣医生命科学大学附属ワイルドライフ・ミュージアムが開設されています。なお、令和2年10月現在、一号棟周辺環境整備工事に伴い、建物内への立ち入りはできなくなっており、附属ワイルドライフ・ミュージアムは休館中です。詳細については、日本獣医生命科学大学ホームページ(<https://www.nvlu.ac.jp/universityinstitution/004.html>)でご確認ください。

(武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 米崎 清実)

### 目次

[新登録の文化財]旧東京市麻布区役所庁舎(日本獣医生命科学大学一号棟)	1
歴史公文書等に見る、夢とロマンの「10円プール」	2
武蔵野新田附の村	5
[収蔵資料紹介]武蔵野村の凱旋門	9
企画展「武蔵野の地名」補遺	9
境村の人びと - 宗門人別書上帳・人別送状などより -	12
[収蔵資料紹介]御殿山遺跡出土縄文時代草創期資料	16

# 歴史公文書等に見る、 夢とロマンの「10円プール」

武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 波田 尚大

「武蔵野市立武蔵野プール」(武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番33号)は屋外に存在する50mプール(50m×25m 水深0.8m~1.8m)と幼児プール(直径12m 円形 すべり台2基 水深0.3m~0.4m)で構成されている<sup>(1)</sup>。現在では改築などが行われているが、50mプールはかつて中島飛行機武蔵製作所が所有していたもので、昭和19年(1944)11月7日に撮影された航空写真でその存在を確認することができる。

図1 偵察飛行で撮影された写真  
(342-FH-19-A3871)  
米国立公文書館蔵

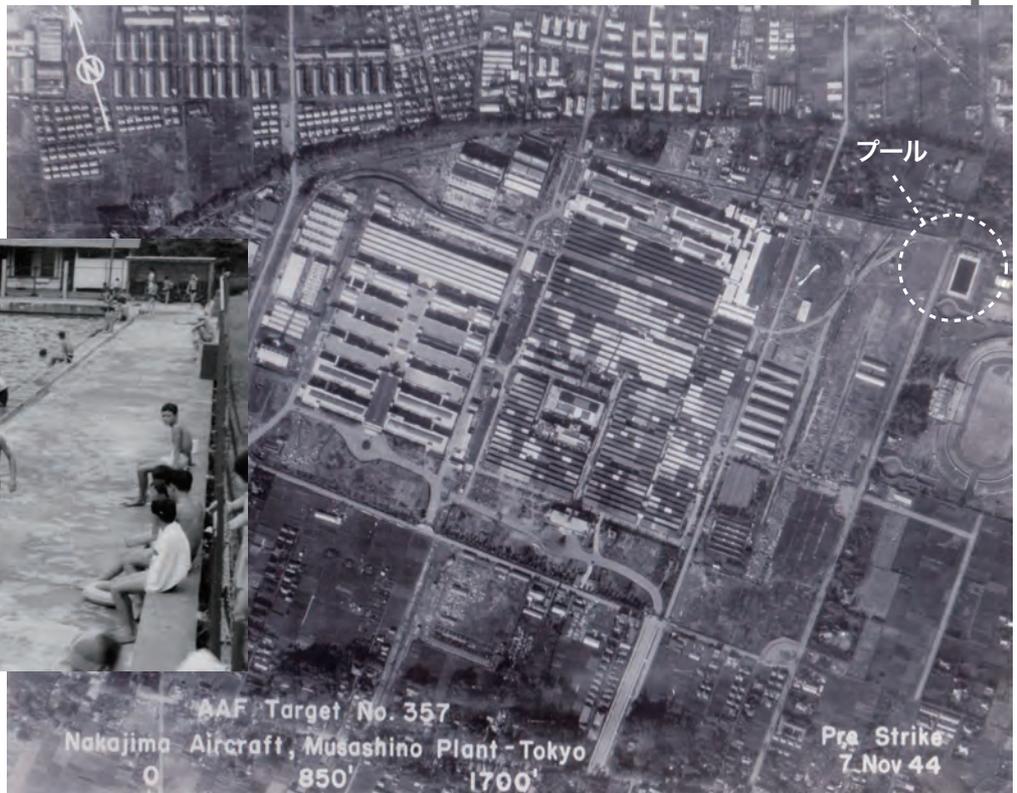


図2 『市報むさしの』昭和39年(1964)  
6月15日号掲載のプール開きの写真<sup>(2)</sup>  
武蔵野市蔵



図3 幼児プール建設中の写真  
武蔵野市蔵

幼児プールは昭和41年(1966)7月末に完成した旨の記事が『市報むさしの』437号に掲載されている<sup>(3)</sup>。写真ではわかりにくいですが、現在の円形とは異なり、当初はうさぎの形をしていた。

表1「武蔵野市立体育施設条例」にみる体育施設のこどもの使用料

施設名	時間区分	使用料
武蔵野市立武蔵野プール	2時間以内	10円
武蔵野市立武蔵野温水プール	2時間以内	100円(7月、8月は50円)
第1～9 運動室	3時間以内	100円
武蔵野市立武蔵野陸上競技場	3時間以内	無料
ランニング走路	3時間以内	無料
武蔵野市立緑町スポーツ広場	2時間以内	無料

上競技場」と「ランニング走路」は3時間以内、「武蔵野市立緑町スポーツ広場」は2時間以内の個人使用の場合には無料となっている<sup>(4)</sup>。これをまとめると、表1のとおりとなる。

武蔵野市立の体育施設におけるこどもの使用料が100円や無料である中で、武蔵野市立武蔵野プールだけが10円である。本稿では、この「10円プール」の成立過程とその歴史を、歴史公文書等から紐解いていくことを目的とする。

プールの使用料が定められたはじめての条例は「武蔵野市体育施設使用条例」である<sup>(5)</sup>。それまでの体育施設は使用料ではなく、寄付金として受け取っていた。明確な金額が定まっていなかったため、本条例が制定されたという経緯がある。この条例は昭和28年(1953)3月10日議会で提出され、文教委員会に付託、3月25日議会で可決された。これによって武蔵野プールの使用料が「プール1日 大人 20円 小人 10円」と定められた。同条例を確認すると「陸上競技場 1人2時間以内 20円」、「排球場 庭球場 2時間以内 50円」なので、他の施設に対して安すぎるということもなく、妥当な金額設定だったと考えられる(表2参照)。

この条例が制定された際の議論が、武蔵野市歴史公文書「昭和28年(1953)第3回武蔵野市議会定例会会議録」に掲載されている<sup>(6)</sup>。一部抜粋すると、以下の通りである。

**村上寛之助市議**「プールの経営ですね、これは今までグリーンパークがやっておったのですが、あれを今度はどういう形でやはり委託してやるのですか。」

**荒井源吉市長**「富士産業から買収いたしましたので、今年の夏から臨時傭人を雇いまして、ここの使用条例にありますように、大人二十円、子供十円、市の直営でやる予定であります。」

**武田雪沢市議**「ちよっと不思議に思う。一日大人いくら子供いくら、貸切半日いくら、一日いくら、こういう値段をお出しになるから、後藤さんの出した、水をかえるのがいくらか、ということが出たと思う。これは大体それをお考えになっての上ですか、今までの習慣でやられたか。」

**荒井源吉市長**「ただいまの質問でございますが、まだいろいろ調査が。」

表2「武蔵野市体育施設使用条例」にみる体育施設の使用料

施設名	時間区分	入場料の類を徴収しないもの	入場料の類を徴収するもの
陸上競技場	1日	2500円	5000円
	半日	1500円	3000円
	1人2時間以内	20円	—
サッカー場	1日	800円	2000円
	半日	400円	—
	2時間以内	200円	1000円
野球場	1日	500円	—
	半日	300円	—
	2時間以内	200円	—
排球場	1日	200円	—
庭球場	半日	100円	—
	2時間以内	50円	—
プール	1日 大人	20円	—
	1日 小人	10円	—
	貸切 1日	8000円	—
	貸切 半日	5000円	—

備考 1日は4時間以上8時間以内とし、半日は4時間以内とする

荒井市長は使用料の根拠については明らかにしておらず、施設の運営にどの程度のコストがかかるのか、それを考慮して使用料を設定するべきではないかと武田市議に追及されている。しかし、付託された文教委員会では原案通り可決され、特に使用料については次のとおり文教委員長が説明している。

**中里亮融文教委員長**「使用料の点については、委員会としては別に問題なかつたのであります。普通のところの使用料と比べて安いんじゃないか、というような意見がありました。」

このようにして3月25日議会で原案通り可決され、いわゆる「10円プール」が武蔵野市に誕生した。

その後、平成元年(1989)6月29日施行の「武蔵野市立体育施設条例」によって「武蔵野市立武蔵野プール」の使用料が改めて定められた。武蔵野市歴史公文書『昭和63年度 使用料・手数料改定(原議等)①』、『昭和63年度 使用料・手数料改定(資料)②』によると、当時消費税導入にあわせた使用料・手数料等の全庁的な見直しを行っており、体育施設の値上げも検討されていたためである<sup>(7)</sup>。その金額は「武蔵野市立武蔵野プール 個人使用 2時間以内 おとな200円 こども10円」で、おとなの使用料が10倍になったが、こどもの使用料はそのままであった。この条例についての議論を『平成元年第2回定例会(6月5日～6月22日) 武蔵野市議会会議録』で確認すると、6月12日議会で生涯学習部長が次のように述べている<sup>(8)</sup>。

**望月雅夫生涯学習部長**「次の3番目は武蔵野プールでございます。ここは個人使用のみでございまして、時間区分が2時間以内、料金が大人200円、子供が50円でございます。」

おとなと同様に、こどものプール料金も10円から50円に値上げする予定であることが説明されており、「10円プール」の存続が危ぶまれる事態となった。その後の質疑では、植竹三郎市議、水野学市議、常田幸次市議から値上げについての批判があり、植竹市議の質疑に対して、土屋正忠市長が次の通り答弁している。

**土屋正忠市長**「次に、10円プールの問題でございしますが、これはいろいろな経過がありまして、いわく言いがたいわけですが、ただ、昭和28年に10円プールでございまして、当時初任給は5,000円ぐらいでございました。今日、初任給は15万円、約30倍でございまして、したがって、当時の物価水準からいきますと、子供プールの値段が今のあれでいけば300円ということになるわけでございます。しかし、それをずっと10円で据え置いているわけございまして、これは歴代の市長がなかなか難しい、提案するたびに御修正いただいているのですが、今度は御修正なく、できればこの原案どおりひとつお願いをいたしたいと、かように考えているわけでございます。」

「10円プール」については歴代の市長が値上げを提案するたびに、市議会によって修正されていたことが読み取れる。その後、使用料についての問題は文教委員会に付託されるのだが、同委員会では深沢達也市議他4名から「10円プール」存続の修正案が提出された<sup>(9)</sup>。

「10円プール」存続の修正案を提出した一人である畠山よし子市議は、同委員会で次のように述べている。

**畠山よし子市議**「今回の条例ではやはりシンボリックな意味と申しますか、子供に夢とロマンを残そうという多数の皆さんの御意見が、やはり10円は残すと、こういうことでありますし、私も3回目の議論を――10円プールを残してほしいという議論をするわけですけれども、やはり10円というのはそういう意味で、施設は立派になって

もやはり子供には10円の夢を残すという市民の願いを、やはりここに託したいというふうに思うわけであります。」

文教委員会でこの修正案が可決され、6月22日議会においても、同修正案で可決され、10円プールが存続することとなった。

「10円プール」の成立過程とその歴史をまとめると、昭和28年(1953)に「武蔵野市立武蔵野プール」の使用料を10円と定めた根拠は不明だが、「武蔵野市体育施設使用条例」が施行された昭和28年(1953)当時は10円が適正価格であったと考えられる。その後歴代の市長によって値上げが検討されてきたが、「10円プール」に「シンボリックな意味」や「夢」と「ロマン」が見いだされ、文教委員会・市議会によって修正されてきたため「10円プール」は現在に至るまで存続している。

#### 【註】

- (1) 「武蔵野総合体育館WEBサイト」<http://www.musashino.or.jp/sports/okugai/>（令和2年10月28日13:00閲覧）
- (2) 『市報むさしの』383号 昭和39年(1964)6月15日号
- (3) 『市報むさしの』437号 昭和41年(1966)7月1日号
- (4) 「武蔵野市立体育施設条例」武蔵野市総務部自治法務課 編『武蔵野市例規類集（令和元年度版）』武蔵野市 令和元年（2019）10月
- (5) 「武蔵野市体育施設使用条例」武蔵野市『武蔵野市百年史』資料編Ⅱ 下 平成7年(1995)3月
- (6) 武蔵野市歴史公文書『昭和28年(1953)第3回武蔵野市議会定例会会議録』
- (7) 武蔵野市歴史公文書『昭和63年度 使用料・手数料改定（原議等）①』、『昭和63年度 使用料・手数料改定（資料）②』
- (8) 武蔵野市議会事務局 編『平成元年第2回定例会（6月5日～6月22日）武蔵野市議会会議録（第9号～第15号）』
- (9) 武蔵野市議会事務局 編『文教委員会会議録 武蔵野市議会 平成元年』

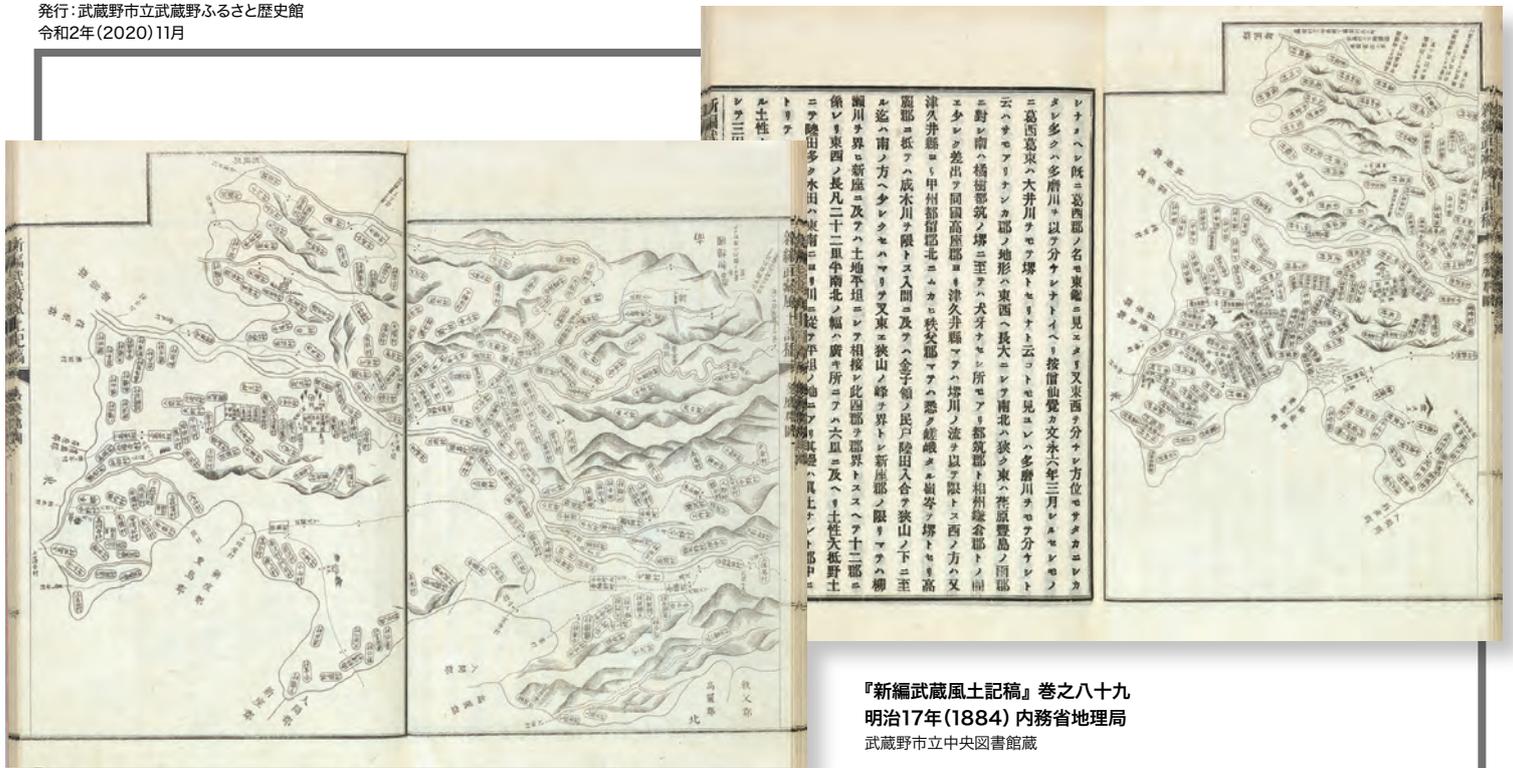
## 武蔵野新田附の村

武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 米崎 清実

### はじめに

現在の武蔵野市域は、江戸時代の吉祥寺村・西久保村・関前村・境村に井口新田を加えた地域である。開発の経緯から大まかにまとめると、17世紀の後半に検地を受けた吉祥寺村、西久保村、関前村、境村と、その後に検地を受けた吉祥寺新田や関前新田、境新田などから成る。市域の村はいずれも新田村<sup>(1)</sup>で、江戸時代を通じて皆畑だった。杉本敏夫氏は『新編武蔵風土記稿』に記載された開村時期を2分類し、17世紀に開発され検地を受けた村を武蔵野台地前期新田、18世紀の主に吉宗政権期に開発され検地を受けた新田を武蔵野台地後期新田としている<sup>(2)</sup>（以下、前者の村々を前期新田、後者の吉宗政権期に開発された村々を武蔵野新田と略記する）。

百姓の持高、村の規模、年貢額など、すべてが石高を基準とする江戸時代の社会にあって、水の乏しい畑作地域は、一般的に「貧しい」地域というイメージがある。特に、武蔵野新田のうち市域やその周辺の村々では百姓経営は安定せず、関前新田では開発当初からの出百姓で定着した者は少なく、およそ10年間で半数近くが入れ替わった<sup>(3)</sup>。しかし、幕府の助成政策により百姓経営は次第に安定し、幕末期まで存続した養料金併溜雑穀制度や御栗林は、その運営をめぐる村々の結びつきもあり、百姓たちに武蔵野新田という共通の意識をもたらした<sup>(4)</sup>。では、上記のうち前者の村々は自村に対する意識を持たなかったのか。持ったとしたら、どのような意識だったのか。小稿では、村明細帳や諸役負担免除の願書などから百姓たちの主張を紹介しよう。



『新編武蔵風土記稿』巻之八十九  
明治17年(1884)内務省地理局  
武蔵野市立中央図書館蔵

### 村明細帳に見る土の性質

最初に、市域に残る村明細帳から、各村の土地の状況を確認することにしよう。

- ・延享3年(1746)正月関前新田村明細帳：「当村畑之儀は野土二御座候」(『武蔵野市史続資料編井口家文書』第一巻2ページ(以下、『井口家文書』と巻数・該当ページ数のみを略記する))
- ・文化6年(1809)6月関前村・同新田村明細帳：「当村之儀野土二而、困窮村二御座候」(『井口家文書』第一巻4ページ)<sup>(5)</sup>
- ・文政4年(1821)6月境村明細帳：「当村地面土性悪敷二付、質地入方甲乙無御座候」(『秋本家文書』第一巻486ページ)
- ・天保14年(1843)3月関前村明細帳：「野方二而土性悪敷、灰野土困窮之村柄二御座候」(『井口家文書』第一巻14ページ)
- ・天保14年(1843)3月関前新田村明細帳：「武蔵野新田之内二而、野方困窮之村柄二御座候」(『井口家文書』第一巻16ページ)
- ・明治2年(1869)9月境村明細書上「地味は色黒ク薄地二而、肥之養ひを以漸実法土地柄二御座候」(『秋本家文書』第一巻502ページ)

関前村・関前新田の村明細帳には、「野土」で、「困窮村」と記されている。本来、「野土」とは肥沃な土地を指す<sup>(6)</sup>が、天保14年の関前村明細帳にも見えるように「土性悪敷」という意味で使用されている<sup>(7)</sup>。つまり、関前村・関前新田は自村の土地柄を農耕に適さない「困窮村」と書き上げているのである。また、天保14年の関前新田村明細帳には、土の性質に関する文言は省略されているものの、「困窮之村柄」と記されている。境村も関前村・関前新田と同様に、「土性悪敷」として土地の質入値段に差のないことを記している<sup>(8)</sup>。

以上のように、市域に残る村明細帳から、村々は前期新田、武蔵野新田ともに農耕に適さない土地柄の困窮村と認識していたことがわかる。

### 諸役免除願いに見る村の主張

市域の村々が「困窮村」であることは、諸役負担の免除や軽減などの願書にも見える。まずは、武蔵野新田の村々について見て行こう。

元治元年(1864)11月の吉祥寺村など23か村の村役人が道中奉行に宛てた品川宿の雇人馬免除の願書によると、村々は甲州道中上下高井戸宿への助郷や、御拳場内や鷹野役所への負担などに加えて、もともと「薄地難渋

之村々」で下肥を用いなければ耕作ができず、近年ではその下肥値段が高騰していることを記し、さらに各村の個別の状況を述べている。そして、関前新田、境新田、井口新田は「武蔵野新田二御座候処、武蔵野新田之内二而も外新田と違ひ、是又前同様 御拳場御用ハ勿論、御栗林御用ハ根附村々二而、別段御用相勤、府中御前裁御用等品々相勤」(『井口家文書』第一巻354ページ)と記している。

関前新田、境新田、井口新田は武蔵野新田であることを最初に記している。続いて他の武蔵野新田の村々とは異なり、御拳場御用、御栗林御用、府中御前裁御用などの諸役を負担していることを主張し、品川宿の雇人馬の免除を図っている。関前新田、境新田、井口新田は、地味の悪い土地柄で、諸役を負担しているという訴えだけでなく、武蔵野新田と主張することで、幕府から助成を受けている特別な村であると主張したのではあるまいか。

次に前期新田の村はどのような主張を行ったのか見ていこう。

天保10年(1839)4月、上下高井戸宿の助郷村々23か村の惣代吉祥寺村名主重郎左衛門と上仙川村年寄忠左衛門が雇人馬の負担をめぐり上下高井戸宿の間屋・年寄などを道中奉行に訴えた願書によると、「私共村々之儀ハ武蔵野新田附二而、至而地味不宣、困窮之村々」(『井口家文書』第一巻237ページ)としたうえで、各村の高井戸宿との地理的な関係や鷹場役負担を勤めていることなどを記している。万延元年(1860)閏3月、上下高井戸宿と助郷村々23か村で交わした人馬の勤め方に関する議定書においても「助郷村々之儀、素々武蔵野新田続薄地之場所柄、殊二御鷹野御用其外諸役も相嵩居、其上天明度已来是迄永年御定式人馬之内、助郷村々ニおみても余荷方勤続難渋困窮二陥居候時節、今般御年季明二相成候上は、余荷勤之義迷惑」(『井口家文書』第一巻286ページ)と記している。文久元年(1861)3月、同じく上下高井戸宿の助郷村々23か村の惣代関前村名主忠左衛門と上仙川村年寄忠左衛門が道中奉行に上下高井戸宿の助郷負担を軽減するために、西国筋などの大名の通行の差し止めや、荷物継立における小車の使用を訴えた願書においても、鷹場役を負担すると共に「北組私共式拾三ヶ村は武蔵野新田続、至而地味悪敷、薄地田地少難渋之土地柄、諸作物ハ別而菌肥等養入不申候而ハ収納無之」(『井口家文書』第一巻297ページ)と記している。さらに、慶応2年(1866)5月に関前村他5か村惣代関前村名主忠左衛門が道中奉行に願い出た品川宿の当分助郷の免除願いでは、「関前・上連雀・柴崎・下仙川四ヶ村は、上下高井戸宿定助郷之内二も別而人少困窮、井口新田・野崎村一同武蔵野新田続至而薄地高免高掛り重々役之村々」(『井口家文書』第一巻412ページ)と記している。

いずれも「御鷹野御用其外諸役」をすでに負担していると共に、「地味不宣」「薄地之場所柄」「地味悪敷、薄地田地少難渋之土地柄」の「困窮之村」であることを訴えている。そして、ここで注目したいのは、「地味不宣」の前に「武蔵野新田附」や「武蔵野新田続」という文言を付していることである。それらの文言を付け加えることで、幕府からの助成を受けている武蔵野新田と同様に、「地味不宣」村であるという意味がいっそう増したのではないだろうか。

その文言が確認されるのは助郷役負担の免除や軽減の願書だけでない。天保9年(1838)4月、関前村の村役人から代官中村八太夫に提出した助郷高分の菜種・大豆免除願書には、「当村之儀は、外村々とは違、少高人少之村柄、一体武蔵野新田附口土地悪敷、水旱損共難遁、連々難儀困窮罷在」(『井口家文書』第一巻231ページ)と記している。また、慶応4年(1868)9月13日、吉祥寺村他11か村の惣代上仙川村名主清右衛門と吉祥寺村名主七右衛門が松村忠四郎元役所に提出した官軍通行の際に兵糧賄御用として上納した金穀御下ゲ願書においても「当村々之義は武蔵野新田又は同新田続二而、極々薄地之皆畑場村多く、諸作等都而糠灰其外肥之力ヲ以漸実法候難渋之土地柄」(『続資料編』三16~17ページ)と、助郷の負担免除などの願書と同様に「武蔵野新田附」や「新田続」という文言を記している。

以上のように、諸役負担の免除や軽減という一つの目的のために、村々は土地の質の悪い困窮村という理由をさらに補強するために、「武蔵野新田附」、「武蔵野新田続」と位置づけることで、幕府に対する訴えを認めてもらう工夫をしていた<sup>9)</sup>。その村々の範囲は、前期新田以外の村々を含めて、少なくとも文久元年3月の願書を

作成した上下高井戸宿助郷組合の23か村(北野村・野川村・上仙川村・中仙川村・矢ヶ崎村・大町村・金子村・下連雀村・上連雀村・境村・関前村・西窪村・吉祥寺村・松庵村・下染谷村・上給村・深大寺村・佐須村・小足立村・下仙川村・入間村・柴崎村・関村)だったことが確認できる。

## おわりに

市域の村々は、その成り立ちから前期新田と武蔵野新田に分けられる。しかし、村明細帳や諸役負担免除の願書などでは、両者いずれも土地の性質の悪い「困窮村」と記された。武蔵野新田では、幕府からの助成政策により武蔵野新田という共通の意識が作られていったが、一方、江戸後期になると、前期新田を含めて武蔵野新田の周辺の村々においても「武蔵野新田附」、「武蔵野新田続」と称して、共通する助郷役負担の免除や軽減などのための訴願を行った。つまり、武蔵野新田という言葉は、土地柄の悪い「困窮村」という共通の意識を背景に、武蔵野新田のみならず成り立ちの異なる周辺の村々においても使われ、拡大、共有化されていったと見られるのである。もちろん、それらの文言は村明細帳あるいは諸役負担の免除など、幕府に対して村々の訴えを有利に導くような史料に記されていたという点に留意しなければならない。では、「武蔵野新田附」、「武蔵野新田続」という文言は、どこまでの範囲の村に及ぶのだろうか。そもそも、畑作地域が実際に「困窮村」だったのか。「困窮村」というのは何を基準に考えるのだろうか<sup>(10)</sup>。それらの点については稿を改めよう。

### [註]

- (1) 17世紀半ばに検地を受けた村々のうち、関前村は帰農した井口氏を中心として、西久保村は江戸の西久保城山町の百姓により開発された。少なくとも史料から明らかな市域の村は異なる成り立ちだったことがわかる。関前村については、開村当初の史料には「新田仲間」「札野新田」「関前村札野新田検地水帳」などと記されている。また、西久保村については「新田二取立候入用」「無札野新田へ罷出候名主・百姓」と記されている。関前村・西久保村いずれも、開村時より新田村と認識されていたことがわかる。
- (2) 木村礎・伊藤好一『新田村落』(文雅堂銀行社、1960年)
- (3) 森安彦『幕藩制国家の基礎構造』(吉川弘文館、1981年)
- (4) 明治初年に起こったいわゆる御門訴事件は、養料金併溜雑穀制度を廃止して政府財政の強化を図る品川県政と、それを回避したい武蔵野新田の対立、新田村々の村役人による訴願運動と考えることができる。この背景には、武蔵野新田の村々が養料金併溜雑穀制度を武蔵野新田に対する優遇制度と認識していたからに他ならない。
- (5) 文政4年(1821)の関前村・関前新田明細帳でも同様の記述となっている(『井口家文書』第一巻8・9ページ)。
- (6) 小学館『日本国語大辞典』によると、野土とは「肥沃で作物栽培に適した黒い土」と説明されている。しかし、市域の村明細帳に記される野土は、土質が悪いという意味で使用されている。
- (7) 「新編武蔵風土記稿」においても「土性ハ粗薄ノ野土ニシテ、糞培ノカヲ仮ラザレハ、五穀生殖セズ」と記されている(『新編武蔵風土記』巻128、内閣文庫所蔵より)。
- (8) 吉祥寺村の嘉永3年(1850)8月の村明細帳には、土地の性質に関する記載は見られない。また、西久保村に関する村明細帳は伝来していない。
- (9) 助郷負担の免除や軽減の願書は、関前新田の名主を兼ねている関前村の忠左衛門が惣代となっている場合が多いことにも留意する必要がある。しかし、天保10年(1839)4月の願書では、吉祥寺村名主重郎左衛門と上仙川村年寄忠左衛門が惣代となっており、多くの村々が「武蔵野新田附」や「武蔵野新田続」という意識をもっていたことがうかがえる。
- (10) 開発当初は百姓経営の安定しなかった武蔵野新田は、幕府の助成制度などにより江戸後期には、荒地、漬地はなく、野山木立等も整備された農村地帯へと変貌していたことが、次に掲げる史料からもうかがえる。

寛政2年(1790)5月、関前村名主忠左衛門は、代官野田文蔵から耕作可能な荒地・漬地の問い合わせに対し、「当村方之儀は新田共ニ是迄荒地・漬地等二相成候場所一切無御座候」(『井口家文書』第三巻44ページ)と回答している。また、享和元年(1801)3月に関前新田他9か村の村役人から代官手代宛に提出された御栗林植継方に関する願書の写には、「武蔵野新田一体高場軽土二而、水気至而薄く、呑水二も差支候土地ゆへ、新田御開発之砌り出百姓追々離散致し、既御栗林御植立、栗実夫食之為足り合、村々江被下候程之場所に御座候得共、追年新田場養料御手当等之助成を以、取続家居も相増、野山木立等も出来、先年とは土地之様子相変候」(『井口家文書』第三巻262ページ)と記している。



「境停車場の凱旋門」明治38年(1905)～明治39年(1906)  
『アルバム 武蔵野百年』所収

凱旋」と大きく書かれ、「明治三十八年十一月」、「武蔵野村兵員慰勞(義)会」、「退庵田年書」と記されます。退庵は本田定年の雅号で、下谷保村(現国立市)等の名主や戸長、村長を輩出した家に生まれ、医家、文化人として活躍した人物です。

日露戦争の開戦後、武蔵野村の人びとは国債の購入や陸軍への毛布の寄贈の他に、慰問金を集金して武蔵野村出征兵士に寄付するなど、出征兵士とその家族への支援を行っていました。また、日露戦争以前に結成された武蔵野村兵員慰勞議会によって、日露戦争終戦後に帰還する兵士を出迎えるために村内には凱旋門が建てられました。武蔵野村から出征した兵士が帰還する際、武蔵野村の人びとは甲武鉄道の境停車場や吉祥寺停車場で兵士を出迎えました。

武蔵野ふるさと歴史館は日露戦争期の凱旋門に掲げられた扁額の一つを所蔵しています。その大きさは縦が約0.9m、横が約3.5mの一枚板で、「祝



日露戦争凱旋門扁額 明治38年(1905)  
武蔵野市蔵 秋本家資料

本資料は、上の写真の境停車場に設置された凱旋門に掲げられた扁額とは記載内容や書が異なることから写真の扁額と同一のものではないと考えられます。また市内の稲荷神社にも、武蔵野村兵員慰勞議会の製作による「凱旋」と記された明治39年(1906)年の扁額が奉納されています。市内に残る2点の扁額や写真資料から、日露戦争から帰還する兵士を出迎える武蔵野村の人びとの思いを伺うことができます。

(武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 木村 遊)

## 企画展「武蔵野の地名」補遺

武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 波田 尚大

武蔵野ふるさと歴史館では令和2年度第2回企画展「武蔵野の地名」(令和2年(2020)7月25日から9月24日まで)を開催した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながらの開催だったが、多くの方にご



観覧いただいた。また、小田富英氏（『柳田国男全集』編集委員・日本地名研究所『地名と風土』編集長・遠野市遠野文化研究センター研究員ほか）を講師としてWEB開催での関連講演会「武蔵野台地の地名から学ぶ」を開催し、市内外から多数の参加をいただいた。

本稿では企画展「武蔵野の地名」及び関連講演会「武蔵野台地の地名から学ぶ」開催後に受けた様々な質問に対する回答を紹介する。

**【質問1】** 武蔵野市域には古くから水田がないと聞きますが、なぜ「田」のつく「野田（のでん）」という地名があるのですか？

**【回答1】** 「田（た）」は物を産み出す土地という意味があります。油田、塩田は水稻の場ではないのに「田」という文字を使います。「田（でん）」

という言葉は『日本国語大辞典』第二版で引くと、「田（た）、はたけ。田地。田畑。」とあります<sup>(1)</sup>。「野田」の「田」は「田圃（水田）」のみを指す言葉ではなく、「田畑」を指す言葉として解釈したほうが良いでしょう。

**【質問2】** 「野田」の読みはなぜ「のでん」なのでしょう？

**【回答2】** 「野田（のでん）」という言葉は『日本国語大辞典』第二版で引くと、「野や田。野と田ばかりのような屋外の場所。」とあります<sup>(2)</sup>。『日本国語大辞典』はその言葉がどういった文献に登場するのか紹介しています。「歌舞伎・御撰勸進帳 四立」（1773）、「読本・南総里見八犬伝 八・七四回」（1814-1842）、「滑稽本・八笑人」（1820-49）に「野田（のでん）」の記述があるそうです。現在では耳慣れない言葉ですが、その当時は珍しくない読み方だったのではないのでしょうか。

**【質問3】** 大野田小学校の「大野田（おおのでん）」とは？

**【回答3】** 『武蔵野市百年史』に命名理由の記述があります<sup>(3)</sup>。「なお、仮称では第六となっていたが、数が増えるところからなくなり、また早い遅いで学校間に差が付くので地名で親しみを持たせるとのことで、また五日市街道を挟んで当時野田北と野田南があり、これを合わせて学区にしたので大野田としたとも説明があった。」つまり、「野田北」と「野田南」をあわせた学区の小学校なので、「大野田小学校」と命名されました。これらの記述の出典は恐らく市議会などの議事録に残されているものと考えられます。しかし「大野田小学校」開校以前から、「大野田」という地名は使われていました。『武蔵野市史』別編に掲載されている地図に「大野田」や「中野田」といった地名を表1のとおり確認することができます<sup>(4)</sup>。

表1『武蔵野市史』別編掲載の地図にみる「大野田」表記

地図名	表記
「明治27年(1894)修正再版 迅速図」	大野田北浦 ※手書き
「明治42年(1909)地形図」	大野田北浦・大野田・中野田
「大正11年(1922)地形図」	大野田
「昭和9年(1934)地形図」	大野田
「昭和4年(1929)地形図」	大野田

**【質問4】** 「境南町」の読み方を「さかいみなみちょう」ではなく、「きょうなんちょう」とした理由はありますか？

**【回答4】** 当館発行の企画展「武蔵野の地名」図録の14頁の右上、図「町名理整理図（第六次案）」で確認できるとおり、第六次案の段階では「さかいみなみちょう」と命名する予定でした<sup>(5)</sup>。しかし、同図録の15頁に「現在の町名 その由来」をまとめましたが、「境南（きょうなん）町」の項目に「境南（きょうなん）」という名称は戦後呼称され、現在では固有名詞となり境地区においては境南（きょうなん）小学校、境南（きょうなん）



図1 大野田小学校新築校舎 昭和32年(1957)  
武蔵野市蔵



図2 大野田北浦・大野田・中野田  
『武蔵野市史』別編より

商店会、境南（きょうなん）地区等市民に広く浸透しており、地元要望等も考慮し境南（きょうなん）町とした。」と命名理由が記述してあります。

**【質問5】**「寺前」、「寺南」の「寺」とは「観音院」、「杵築大社」のどちらを指したのでしょうか。

**【回答5】**神仏習合の時代だったとはいえ「観音院」が寺、「杵築大社」が神社ですから、「観音院」のことを指したものと思われます。

**【質問6】**市内には、幾つかくぼ地を確認することができますが、それぞれ、どういった経緯で成立したのでしょうか？

**【回答6】**『武蔵野市史』に神尾明正氏の「武蔵野のくぼ地形」が掲載されています<sup>6)</sup>。これには市内10カ所のくぼ地が地図で示され、幾つかは「成因の推論」が記述されています。しかし、結論を申しますと、昭和23年(1948)時点においても、市内のくぼ地がどのように成立したかは不明であり、現在もわかりません。

**【質問7】**企画展「武蔵野の地名」図録9頁に掲載されている、武蔵野市歴史公文書昭和11年(1936)「地名調ノ件」を出典とした「武蔵野町大字及び字名、戸数・人口一覧」の、大字「関前」の字名「八幡付」の読み方は「はちまんづき」ではなく「やはたづき」ではないですか？

**【回答7】**昭和37年(1962)施行の町名整理によって、関前の五日市街道北側が「八幡町（やはたちょう）」と命名されます。その経緯は『八幡町ものがたり—ある都営住宅の戦後史』に書かれています<sup>7)</sup>。筆者の脇坂氏は昭和24年(1949)に現在の八幡町4丁目に移住してきた方です。同書によると、町名整理時に、現在の八幡町4丁目住民に対して町名案のアンケート調査を行っていたことがわかります。結果は表2のとおりです。この調査では「八幡町（はちまんちょう）」は投票数17で、5位でしたが、後に関前全域での総会が開かれ「八幡町」が選出されたとあります。

脇坂氏はこのことについて次のように述べています。

「それにまた、地元には八幡さまがあるからとの理由で選んだにしては「やはた」というのがげせないのである。(略) はっきり「はちまんちょう」でいいではないか」

表2 町名案アンケート結果

町名	読み方	獲得票数
北町	きたまち	33
若草町	わかくさちょう	30
千川町	せんかわちょう	27
栄町	さかえちょう	18
八幡町	はちまんちょう	17
千草町	ちぐさちょう	14
芳町	よしちょう	14
富士見町	ふじみちょう	14
その他	—	—

「やはた」という新しい読み方に違和感を持ち、旧来の「はちまん」にすべきという考えを持っていたことがわかります。

また、当館では昭和63年(1988)5月18日に、明治41年(1908)生まれの関前に住む古老、桜井氏にインタビューをしたカセットテープを所蔵しています<sup>(8)</sup>。聞き手は、文化財悉皆調査の調査員である井口良美氏と、市の職員です。以下、文字起こしです。

22:42-23:16

**桜井**：それでその一、なんだね、小川の用水をね、我々組合で所有してたのかな。それを道路とか色々になってね、売っとばしちゃった。その金を「はちまんじんじゃ」のその土台をするに寄付して。

**市職員**：吉祥寺の「はちまんじんじゃ」ですか？

**桜井と井口**：いや、関前の。

**市職員**：あー関前の。

脇坂さんの著作、図録掲載の歴史公文書、上記のインタビュー内容により、「八幡」を「やはた」と読むのは町名整理以後のことであり、「地名調ノ件」に掲載されている「八幡付」の読み方は「やはたづき」ではなく「はちまんづき」で問題ないと考えます。

以上、本稿では上記の7つの質問に対する回答を紹介した。本展の反響は大きく、他にも多くの質問を頂戴しているが紙幅の都合上、また改めて紹介することとする。

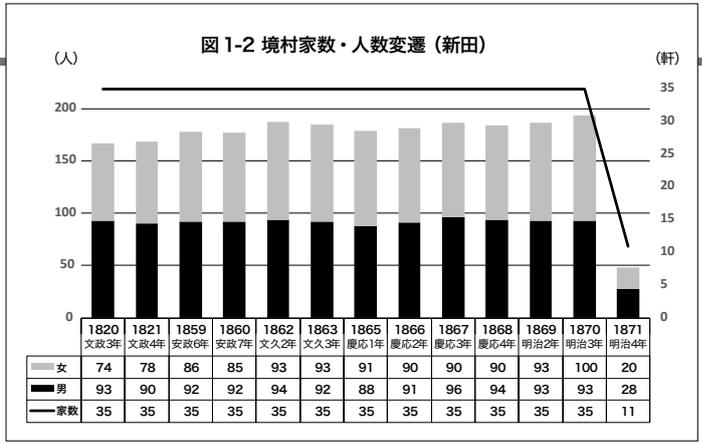
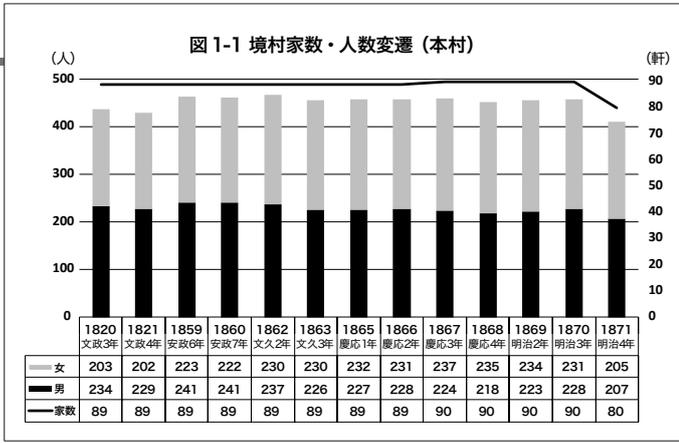
#### 脚

- (1) 日本国語大辞典 第二版 編集委員会 小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典』第二版 第九巻 小学館 平成13年(2001)9月
- (2) 日本国語大辞典 第二版 編集委員会 小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典』第二版 第十巻 小学館 平成13年(2001)10月
- (3) 武蔵野市『武蔵野市百年史』記述編II 平成14年(2002)3月
- (4) 武蔵野市教育委員会編『武蔵野市史』別編 武蔵野市 昭和53年(1978)10月
- (5) 武蔵野ふるさと歴史館 企画展「武蔵野の地名」図録 令和2年(2020)7月
- (6) 武蔵野市史編纂委員会編『武蔵野市史』昭和45年(1970)3月
- (7) 脇坂 勇『八幡町ものがたり—ある都営住宅の戦後史』河出書房新社 平成10年(1998)1月  
☆雑誌「あすあすあす」に昭和56年(1981)8月号から昭和58年(1983)10月号にわたって連載したもの。
- (8) 「武蔵野ふるさと歴史館の民俗資料の収集と市民活動の蓄積」『武蔵野ふるさと歴史館だより』第2号 平成30年(2018)7月

## 境村の人びと - 宗門人別書上帳・人別送状などより -

武蔵野ふるさと歴史館 林 明日子

『武蔵野ふるさと歴史館だより 第4号』の「境村の検地帳と村の構成」では、武蔵野市指定文化財の秋本家文書<sup>\*</sup>から、江戸時代の境村(現・武蔵野市武蔵境周辺)の土地の構成を探った。境村は大きく分けて延宝6年(1678)に最初の検地が行われた境村(以下本村)と、元文元年(1736)に開かれた境新田(以下新田)のふたつの地域から構成されていたが、そこではどのような暮らしが営まれていたのだろうか。近世の村人のライフ・サイクル



については森安彦氏の『古文書が語る近世村人の一生』(平凡社、1994年)などが詳しいが、今回は特に境村の人びとについて探してみたい。

※秋本家は境村の年寄を務めた家柄で、その文書は『武蔵野市史 続資料編 十～十三』としてまとめられている。同書掲載文書については(十-xxx)のように巻と文書番号を記す。

まず「村差出明細書上帳」(十-419・429)、「家数人別増減帳」(十-421・422・424・426・427・430)、「宗門人別書上帳」(十-71・十-133)などからは村内の家数・人数・男女比などがわかるが、幕末から明治時代初期にかけての本村および新田についての推移は図1-1・1-2に見られるように、安政6年(1859)以降はほぼ横ばい、男女比はおおよそ1:1となっている。明治4年(1871)にはどちらの地域とも家数・人数に減少が見られ、特に新田側が著しいが、その理由や、当時の状況は不明である。

「宗門人別書上帳」は、檀那寺ごとに村人の家族構成・全員の名前・年齢・持高・家畜数などが記載された戸籍台帳の役割を持つもので、秋本家文書には文久2年(1862)と文久3年(1863)のもの2冊が残されているが、見比べると1年という短期間にも多くの変化があり興味深い。この2年分に記載された村人は合計688人、ただし貼紙で追記・削除された者もいるため、実際とは多少の誤差がある可能性もある。家数は本村：88軒(帳面末尾の合計では89軒となっている)、新田：35軒、計123軒で、一家族平均5.6人で構成されており、年齢構成は表1・図2-1・2-2(次頁)のようになっている。以下ではこの2冊を中心に、「人別送状(籍を移す際の手続き状)」なども合わせて見ながら、興味を引く項目ごとに、何人かの村人を取り上げてみたい。なお、年齢は数え年である。



文久2年(1862)戌3月・文久3年(1863)亥3月  
宗門人別書上帳 武州多摩郡境村・同新田  
武蔵野市蔵 秋本家文書

### ①家族構成・持高・渡世について

▼村内で最も人数の多い所帯は本村・金五郎家で、文久3年には13人という大家族であった。子供は4人で長男・次男にそれぞれ嫁がおり、孫も4人見られる。持高は合計6石7斗3升1合で、村の平均高は上回っているが、これだけの人数を支えるには十分であったかどうか。▼最も持高の高かったのは新田の組頭・平野佐七家で、合計47石4斗3升4合、3世代10人家族で、他にも質屋・穀物・荒物・酒・醤油商売を営んでいた(十-425)。▼持高が最も低い家は妻と3人の子供を抱える本村の5人家族で、1升8合であった。▼境村名主・新倉熊次郎・46歳は文久2年に高11石9斗5升7合であったが、翌文久3年には1石9斗5升7合と、10石も持高が目減りしている。これは、同年に発覚した熊次郎の「貯穀積立金遣込一件」の弁済が関係しているのかもしれない(十一-37他)。この事件については、『武蔵野市史 続資料編 十三』巻末の森安彦氏による[解説]に詳しい。▼新田の仙之助は文久3年に71歳、息子家族5人、娘ふたりと同居で8人の大所帯であったが、安政6年(1859)には荏原郡新井宿村のせん・12歳を、10年間の年季奉公に召し抱えている(十一-95)。持高は合計12石9斗6升、醤油造も営んでおり、余裕のある生活だっ

たようである。他にも村内では農間に質屋や酒・荒物商売、飴菓子・ぞうり・わらじ商売、木挽職、ざる・桶屋、鍛冶屋などが営まれていた(十-425)。

## ②年齢について

▼村内最高齢は本村・市之丞の母・まさで、文久3年に81歳。4世代同居で9歳の曾孫もおり、まずは安心な老後であったように見える。▼同年に同じく81歳を迎えるはずだった本村の甚蔵は文久2年中に死去、息子の音(乙)次郎・43歳が跡を継いだ。▼最年少は文久2年に1歳の本村・松五郎家の狸次郎、新田・半次郎家の伴次郎など。他にも「宗門人別書上帳」発行後に出産・死失などがあった場合は貼紙で修正が加えられている。文久3年に2歳、つまり1年間に生まれた新生児は、本村・新田合わせて19人、3歳の者も26人もいる。5歳以下で明らかに死失した者は6人、少なくはないが、多産多死と言われる当時としては、生存率は比較的高いほうではないだろうか。

	文久2年	文久3年	差
10歳未満	145	138	-7
10代	154	157	3
20代	104	106	2
30代	79	68	-11
40代	66	72	6
50代	53	52	-1
60代	38	41	3
70代	18	16	-2
80代以上	2	1	-1
不明	0	4	4

表1 境村(本村・新田)年齢構成(単位:人)  
※文久2年(1862)戌3月・文久3年(1863)亥3月 宗門人別書上帳より作成

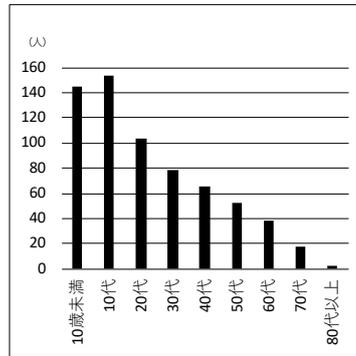


図2-1 文久2年 境村年齢構成

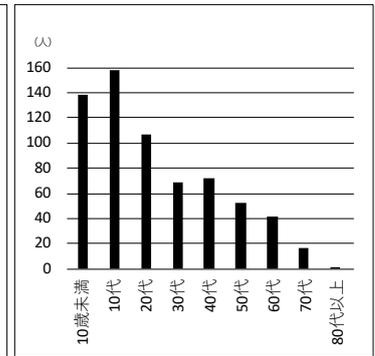


図2-2 文久3年 境村年齢構成

## ③縁組について

▼本村の三五郎・46歳は妻のなつが文久2年に死去し、慶応4年(1868)に後妻・すえが深大寺村より嫁入している(十一-117)。しかし三五郎は2年後の明治3年(1870)11月に親類の病氣見舞いに出かけた折、深大寺村の用水で水死した(十三-136)。すえの実家に立ち寄った帰りであろうか。「人別送状」では、他に鈴木新田・小川村・上給村・上石神井村・梶野新田・関前村・牟礼村・田無村・府中八幡宿・関野新田・戸倉新田・榎戸新田・上保谷村・上保谷新田・大丸村・是政村など、周辺地域との縁組が確認でき、遠くは下谷金杉上町(現・台東区)の名も見られる。▼文久3年に本村・銀之助、妻・さだ、娘・ちよ、息子・伊喜蔵は4人家族であったが、慶応3年(1867)には伊喜蔵が病死。銀之助はすでに死亡していたのか、さだは58歳の老齢を理由に小石川小原町の一橋家屋敷内・杉浦熊蔵に引き取られた(十一-101)。娘のちよは慶応3年に小川新田に移っており、離れ離れとなっている(十一-111)。▼本村・卯之助の妻・ふみは文久3年に19歳だが、3歳のときに番町2丁目の松平庄九郎配下・江沢啓之進方から嫁入している(十一-83)。▼また、嘉永7年(1854)には一橋御広敷添番・田中六右衛門の孫娘・さくが本村・文左衛門の養女となっている例がある(十一-86・88)。江戸近郊の境村では、このように農村ではありながら江戸の武士階級とのつながりや縁組も散見される。

## ④相続について

▼本村・吉五郎は文久2年に27歳。父の万次郎・68歳と妻・なか、倅・玉吉の4人家族であったが、翌文久3年には「宗門人別書上帳」から妻子と共に消え、万次郎ひとりが残されている。この件について特に記述は見当たらないが、父を置いて他所へ転出したか。▼逆に本村の源太郎・48歳は、文久元年(1861)に妻・息子ふたり・娘ふたりの計5人をそっくり他所より貰い受け、一挙に大家族となった。▼新田の伊之助・59歳も文久2年にはひとり所帯であったが、翌文久3年に金五郎とその妻子をまとめて養子とし、4人家族となっている。▼新田の富五

郎・55歳は文久2年に高2升8合という零細であったが、翌文久3年の「宗門人別書上帳」にその名前は見られず、跡を10歳の磯吉が継いでいる。他に家族はおらず、ひとり所帯である。▼本村の岩三郎・15歳は高1斗で妹のひさ・4歳とふたり暮らしであったが、翌文久3年には岩三郎の名前は消え、ひさがひとり取り残されている。岩三郎の行方は不明である。▼同じく本村のなを・6歳も文久2年、翌3年もひとり所帯として記載されている。▼本村の倉次郎は21歳。文久3年には「宗門人別書上帳」から消えており、代わりに母のふさ（文久2年にはひさ）・46歳が筆頭となっている。家にはゆわ・19歳、みね・14歳、るい・12歳、とく・9歳の4人の妹がおり、女性のみ5人が残された形である。▼新田のきん・39歳は文久2年に夫の斧三郎を亡くした。14歳を頭に5人の子供がいたが、1年も経たない翌文久3年には10歳年下の婿・仲次郎を迎えている。このようにひとり所帯や若年の者、女性でも、様々な方法で家を存続させて行く例が見られる。



文久2年(1862)戊3月 宗門人別書上帳 多摩郡境村・同新田  
武蔵野市蔵 秋本家文書

## ⑤ 勘当について

▼文久2年、本村の竹松・61歳は娘・しんに新田から弥助という婿をとったが、弥助は1年後には実家に戻っている。理由は不明である。辰年（明治元年(1868)か）には竹松の孫が上保谷新田で捨て置かれていたという事件があり（十三-141）、同年おそらく同人と思われる増五郎という竹松の5歳の孫が、下連雀村善林寺（禅林寺か）に送られている（十一-121）。明治元年に5歳ということは元治元年(1864)の生まれとなるが、弥助としんの息子であろうか。慶応3年には竹松が同年22歳の息子・七蔵を勘当したという記事も見られ（十一-150）、その七蔵は明治2年に病死したとある（十三-124）。また、竹松は嘉永5年(1852)にも22歳の秀五郎という大酒飲みの息子を勘当しており（十一-141）、跡継ぎには恵まれなかったようである。▼本村・所左衛門は妻と長男・常三(五)郎、その妻子、次男・元次郎、三男・山次郎と同居し、3世代9人、馬1頭を所持する大所帯であったが、山次郎は家業を手伝わず遊び歩いてきたため、4年後の慶応3年には上記の七蔵と共に勘当となった（十一-149・150他）。▼本村・茂吉は9人の大家族持ちであったが、弟の浅五郎と長八のふたりを、不身持を理由に勘当している（十一-145・147）。▼本村・半兵衛は27歳のとき勘当されたが、5年後には改心して帰住し、文久2年には3世代10人の大所帯を営んでいる（十一-132・133・134）。村内には身持ちが悪く勘当された20代の若者の例がたびたび見られ、その行く末は様々である。

## ⑥ 救恤について

▼本村・藤五郎、本村・仁五郎、新田・忠次郎はそれぞれ本人や家族が病身のため、明治元年に「極窮民」として届が出されているが（十-111）、同年12月には救助米が下賜されている（十-113~115他）。▼天保8年(1837)の飢饉の折には、村内の高持百姓が御救金を出し合って困窮した村民に割り渡し（十-92）、また特に困窮が激しい者42人に対して手当を要求する願書が、代官役所に提出されている（十-93）。当時も現在の社会福祉的なシステムが存在しており、村民の最低限の生活を支えていたことがわかる。

以上、幕末から明治初期にかけての境村の人びとの動向をいくつか追ってみた。「宗門人別書上帳」は一見単なる名前の羅列であるが、ひとりひとりの情報を合わせ掘り下げて行くことで、当時の境村の様子が垣間見え、興味は尽きない。

## 御殿山遺跡出土縄文時代草創期資料

武蔵野ふるさと歴史館 文化財指導員 紺野 京

縄文時代草創期は1万年以上続く縄文時代各期を通じて人類の痕跡を示す遺構や遺物の検出例が少ない時期である。東京都内での縄文時代草創期の確認例は多くないが、井の頭池周辺の武蔵野市・三鷹市<sup>(1)</sup>には1か所ずつ、草創期の土器と石器が共伴して出土している調査地点がある。

今回は武蔵野市側の井の頭池北岸、吉祥寺通りに面した御殿山遺跡第2地区N地点より出土した資料を紹介する。

御殿山遺跡出土縄文時代草創期の2個体分の土器と打製石斧、尖頭器など16点の石器が1号集石遺構及びその周辺のIIc層より出土している。土器は、隆起線文土器(個体A)と無文土器(個体B)で、いずれも口縁部から胴部にかけて残存し、個体Aの破片が7点、個体Bの破片が8点(接合された破片含む)確認されている。

土器個体A・B共に胎土には獣毛や植物繊維が多量に混入し、板状の粘土を重ね合わせて整形され、器壁が厚いのが特徴である。この特徴から隆起線文土器段階の前半に位置づけられる。土器の類似資料として神奈川県綾瀬市寺尾遺跡や神奈川県大和市相模野No.149遺跡出土資料が挙げられる。

共伴する石器は打製石斧、尖頭器、搔器、削器、二次加工のある剥片、細石刃様剥片の石器16点とそれ以外の剥片・碎片が79点で、石材は珪質凝灰岩、珪質岩、ホルンフェルス、ガラス質黒色安山岩、凝灰岩、頁岩である。

これら器種構成は、八王子市多摩ニュータウンNo.796遺跡や神奈川県相模原市勝坂遺跡第45次調査出土資料との比較から草創期前半隆起線文期の傾向が看取できる。

御殿山遺跡の土器については、炭素14年代測定<sup>(2)</sup>を実施しており、2004年の報告段階では13560±40BPの結果が出ている。この測定値をIntCal98(炭素14年代を暦年代に修正するための国際的なプロジェクト)で較正<sup>(3)</sup>すると15050-13653 calBC(23.6%<sup>(4)</sup>)、13570-12865 calBC(71.55%)の数字が与えられた。年代測定を実施している国内の縄文時代草創期土器のなかでも比較的古いことが判明したのである。

御殿山遺跡縄文時代草創期における土器文化の波及を考えるうえで重要な年代値がえられた。今後井の頭池遺跡群の旧石器時代から縄文時代への移行についての検証ができるよう各調査地点の実年代評価を行うことが重要であろう。

### 註

- (1) 井の頭池南端に位置する弁財天の南、三鷹市井の頭池遺跡群A-3地点(天台宗大盛寺境内)より隆起線文系土器3個体と尖頭器、有舌尖頭器(ガラス質黒色安山岩・ホルンフェルス、チャート、硬質細粒凝灰岩)が17点出土している。
- (2) 炭素14は放射線を放出しながら規則的にこわれていく。その性質を利用したのが、炭素14年代法である。炭素14の半減期は国際的に5,568年で計測することが通例となっているが、実際の半減期は5,730年である。  
近年は、加速質量分析法(AMS法)による放射性炭素年代測定が行われるようになり、少量の試料で炭素14の測定をすることができるため、分析可能となる対象が広がっている。縄文時代各期の土器型式編年単位で年代測定を行い、土器形式の年代幅や集落の動態を実年代で把握することを目的とした研究等に利用されている。
- (3) 炭素14年代の測定値を樹木の年輪年代法とあわせて実年代に変換する。  
最新のIntCal20(2020年8月25日改訂)の較正年代については、令和2年11月29日(日)から令和3年2月4日(木)開催の武蔵野ふるさと歴史館特集展示で公開予定。
- (4) この年代幅に該当する確率。

### 【参考文献】

- 1980年 神奈川県教育委員会『神奈川県埋蔵文化財調査報告18 寺尾遺跡 一 県立綾瀬高等学校建設に伴う調査一』  
1989年 相模考古学研究会『相模野第149遺跡』大和市文化財調査報告書第34集  
1999年 東京都埋蔵文化財センター『多摩ニュータウン遺跡-No.72・795・796遺跡-(1)東京都埋蔵文化財センター調査報告 第50集』  
1999年 長友恒人『考古学のための年代測定学入門』  
2004年 加藤建設株式会社埋蔵文化財調査部『井の頭池遺跡群 武蔵野市 御殿山遺跡第2地区N地点』  
2017年 三鷹市教育委員会・三鷹市遺跡調査会『井の頭池遺跡群A IV - 東京都三鷹市井の頭 井の頭池遺跡群A発掘調査報告書 付 大盛寺の歴史と建築 -』



縄文時代草創期土器(個体B)  
波状口縁。胴部に複数の円孔があり、推定胴部径から2孔を一對として3単位配されると推察される。



縄文時代草創期石器  
打製石斧・尖頭器・搔器・削器・二次加工のある剥片・細石刃様剥片。

